

役員報酬規程

社会福祉法人蒼天

目 次

第1条	目的	1
第2条	定 義	1
第3条	理事会及び評議員会の出席	1
第4条	理事及び評議員の報酬	1
第5条	監事の報酬	1
第6条	報酬の支給及び方法	1
第7条	出張旅費	1
第8条	適用除外	2
第9条	改 正	2
附則		2

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蒼天の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、定款の規定に基づき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 3 同日にあわせて法人及び施設運営等のために業務にあたった場合は、本条の報酬及び実費弁償費は支払わない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、定款の規定に基づき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支給及び方法)

第6条 役員及び評議員の報酬は、その全額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬から控除して支払うものとする。

- 2 役員及び評議員本人が報酬の全部又は一部につき、金融機関の本人名義の預貯金口座への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。
- 3 役員及び評議員の報酬の支給日は、理事会及び評議員会の出席の都度又は業務を行った都度、もしくは月額支給の場合は1日から25日までを計算期間とし25日に支給する。但し、支給当日が金融機関の休日に当る場合は前日に繰り上げて支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算

額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等(日額)	5,000円
評議員会出席報酬等(日額)	5,000円

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000円
※会計担当監事監査指導報酬等(月額)	50,000円
他監事監査指導報酬等(日額)	5,000円
常勤理事業務報酬等(月額)	10,000円

別表 3

旅 費	報酬(日額)	その他
実 費	5,000円	実 費

※常勤理事は出張旅費に規定する報酬額は請求できない。